

令和4年9月21日

加入者各位

太田商工会議所

新型コロナウイルス感染症 宿泊療養・自宅療養による
入院給付金のお取扱いについて

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々に、心からお見舞い申し上げます。

太田商工会議所は、政府による新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を全国一律に重症化リスクの高い方々に限定するとして発表を受け、弊所におきましても、医療機関や保健所の負担軽減に十分配慮しつつ、新型コロナウイルス感染症における宿泊療養・自宅療養による入院（いわゆる「みなし入院」）による入院給付金の支払い対象を、2022年9月26日（月）より以下のとおり変更します。

<入院給付金の支払対象の変更について>

政府の方針変更及び、定期保険（団体型）引受保険会社でありますアクサ生命保険（株）の方針にともない、2022年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、重症化リスクの高い方々（※）を除き、入院給付金の支払対象外とさせていただきます。

（※）国が定めた重症化リスクが高い方々

①65歳以上の方 ②入院を要する方 ③重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方 ④妊婦の方

なお、2022年9月25日迄に新型コロナウイルス感染症と診断された方に対してのお支払いは、重症化リスクの高い方に限らず、これまでどおりの対応を継続いたします。

<今般の見直しの背景等>

これまで弊所では、入院が必要であるものの医療機関の受け入れ態勢等の観点から、以下の対応と場所を満たした入院と同等の状態を満たされている場合において、「みなし入院」として入院給付金をお支払いさせていただいておりました。

○対応：医師による確定診断や感染法上の届出、健康状態の報告・外出制限など感染症のまん延防止のために必要な事項を守ることが求められることから、実態として医師の管理下にあると考えられる

○場所：病院の病床のひっ迫等の事情により入院できない状況が発生した結果、宿泊療養・自宅療養を行っている

2022年9月26日以降、重症化リスクが高い方々以外は感染症法上の届出対象ではなくなり、健康観察も行われなくなるため、入院が必要な状態とはいえず、また常に医師の管理下にあるともいえないことから、今般の政府における措置等に鑑み、みなし入院のお支払いは対象外とさせていただきます。

なお、医療機関や保健所の負担軽減のため、「療養証明書」がお手元にない場合には代替書類でもお手続きいたします。重症化リスクの高い方々であることの確認についても、母子手帳、医療機関で発行される診療明細書等に基づき確認することにより、ご加入者様や医療機関・保健所の負担が増加することのないよう留意いたします。